

ケアストレスカウンセラー倫理綱領

前文

ケアストレスカウンセラーは内閣府認可の一般財団法人職業技能振興会が認定する資格である。

ケアストレスカウンセラーには企業中間管理職ケアストレスカウンセラー、青少年ケアストレスカウンセラー、高齢者ケアストレスカウンセラーの3資格がある。

企業中間管理職ケアストレスカウンセラーは企業で働く全ての人々とその家族、青少年ケアストレスカウンセラーは学生、教師を始めとする学校従事者、そしてそれらの人々の家族、高齢者ケアストレスカウンセラーは高齢者とその家族、及び高齢者対象施設従事者の心の健康を守ることを目的とする。

ケアストレスカウンセラーは常に知識の向上、能力の研鑽を図り、より専門的で的確なカウンセリングが行えるように努力を怠らず、人々が安全で快適な生活を営むことのできる社会の構築に寄与するものである。

一般財団法人職業技能振興会はここにケアストレスカウンセラー倫理綱領を定める。

ケアストレスカウンセラー一人一人が綱領に則った高い理想と理念に相応しい行動をし、クライアントの信頼を得、ひいては社会全体に貢献するものと確信する。

第1条 総則

- 1 本綱領でいうケアストレスカウンセラーとは、一般財団法人職業技能振興会が認定し、その後専門的知識、技術の修得のために、十分な研修を積んだ資格者をいう。
 - 1-2 資格者がケアストレスカウンセラーとして活動する場合、認定証に記載された氏名を使用するものとする。万が一、登録名以外の名称を使用する場合は、職業技能振興会へ事前に届け出なければならない。
 - 1-3 ケアストレスカウンセラーに氏名や住所、連絡先等の変更があった場合、速やかに職業技能振興会へ変更内容を届け出るものとする。
- 2 ケアストレスカウンセラーは常に自己の能力の向上に努め、且つ心身ともに健全な状態でクライアントに臨むことができるように努める。

- 3 ケアストレスカウンセラーはクライアントに限らず、広くメンタルヘルス対策普及の啓蒙に努め、より良い社会環境実現に奉仕する。
- 4 ケアストレスカウンセラーはカウンセラーとしての自覚を持ち、カウンセリング業務遂行時外も社会の規範となるべく努めなければならない。

第2条 ケアストレスカウンセラーの責務

- 1 ケアストレスカウンセラーは業務を行うにあたり、クライアントを人種、国籍、宗教、性別、年齢、思想、信条等で差別しない。
- 2 ケアストレスカウンセラーは業務上知り得たクライアントの情報を、決して漏らしてはならない。
- 3 クライアントの同意があり、明らかにクライアントにとって利益となる場合は、前項の限りではない。
- 4 ケアストレスカウンセラーは自己の心身の状態を把握し、自己の個人的な状況がクライアントに影響を及ぼすことを排除するよう努める。
- 5 ケアストレスカウンセラーは自己の能力の限界を自覚し、自身の知識、技術ではクライアントに十分な対処をなし得ない場合、クライアントの許可を得て、他の専門家の助言を求めるないしは紹介する等、適切な対応をしなければならない。
- 6 ケアストレスカウンセラーが、研修等で当該ケアストレスカウンセラー以外の者が作成した資料、著作物を用いる場合は、作成者の承諾を得ること。また、引用する場合は、その出典を明らかにしなければならない。

第3条 クライアントとの関係

- 1 ケアストレスカウンセラーはクライアントの利益を最優先に考え、信頼関係の構築に努める。
- 1-2 ケアストレスカウンセラーはクライアントへのカウンセリングに先立ち、有効な

ケアストレスカウンセラー認定証をクライアントに提示しなければならない。

- 1-3 クライアントがケアストレスカウンセラー認定証に記載の氏名と登録番号を控えたいと希望したとき、これを拒否してはならない。
- 2 第2条2項でも述べたように、ケアストレスカウンセラーは守秘義務を第一とし、クライアントの同意なしに知り得た情報を漏らしてはならない。
- 3 但し第2条第3項でも述べたように、事前にクライアントの同意が有り、情報を開示することがクライアントにとって有益となる場合はその限りではない。しかしその際も、最大限の配慮をもって情報を開示するよう、努めなければならない。
- 4 ケアストレスカウンセラーはクライアントが自他に危害を加える、または犯罪行為など法を犯すおそれがあり、守秘よりも緊急の対応が不可欠であると判断した場合、速やかに処置をなすことが必要である。しかしその場合も、可能であればクライアントの事後の承諾が必要であり、クライアントの不利益を最小なものとするべく努めなければならない。
- 5 ケアストレスカウンセラーはカウンセリング業務の遂行にあたって、契約内容についてクライアントに十分な説明を行い、その同意を得なければならない。
内容には以下が含まれる。

カウンセリングの目的とその方法

カウンセリングの期間

カウンセリングの限界

カウンセリング料金

守秘義務に抵触する場合

- 6 ケアストレスカウンセラーはクライアントの同意の上、クライアントに対するカウンセリング行為を記録しなければならない。
- 7 前項の記録が書面、電子媒体等いかなる形式で保管されるものであっても、守秘管理に万全を講ずることが肝要である。ケアストレスカウンセラー各々の強い責任意識のもと、他の者が目にするできない確実な状況での保管を要する。
- 8 ケアストレスカウンセラーは、クライアントが電話や電子メール等のオンラインによ

るカウンセリングを希望した場合、オンラインによるカウンセリングを行うことができる。

- 9 ケアストレスカウンセラーは前項オンラインによるカウンセリングを行う際、規定時間の厳守、面接によるカウンセリングとの差異、及びその限界をクライアントに事前に説明することが必要である。また守秘義務の観点からも、その取り扱いに特段の配慮をしなければならない。
- 10 ケアストレスカウンセラーは、クライアントと“クライアントとカウンセラー”としての関係以上の個人的関係に発展することは避けなければならない、個人的関係への期待を抱かせる言動も慎まなければならない。
- 11 ケアストレスカウンセラーは前項遵守のため、クライアントとの間に金品の授受や当該ケアストレスカウンセラーの個人情報への過度な露出を避けること。クライアントとビジネス的关系、金銭の貸借関係、恋愛関係、もしくはそれに類似する関係に至ることのないよう努めなければならない。
- 12 ケアストレスカウンセラーが最大限の注意を払っても前項を遵守することが難しい時は、クライアントの許可を得て他のケアストレスカウンセラーを紹介する等、適切な対応をしなければならない。

第4条 企業・団体等との関連性

- 1 ケアストレスカウンセラーは企業・団体等がその従事者のために行うメンタルヘルス対策に積極的に協力する。
- 2 ケアストレスカウンセラーは、企業・団体等の事業者、従事者の双方に対し、従事者に定期的なカウンセリングが不可欠であることの理解を求める。
- 3 クライアントが企業・団体等の従事者であった場合、ケアストレスカウンセラーはクライアントの同意を得て、その相談内容を事業者に開示する場合がある。
- 4 前項において開示する内容とは健康管理のためであり、その内容開示がクライアントの企業・団体等における、従事者としての生活に不利益とならないことが、企業・団体等の事業者より保障されたものに限る。

第5条 雑則

- 1 ケアストレスカウンセラーは本綱領を遵守する。
- 2 ケアストレスカウンセラーが行った本綱領に反する不適切な行為について、一般財団法人職業技能振興会は戒告処分を行う。
- 3 前項戒告処分によっても当該ケアストレスカウンセラーに改善が見られない場合、資格の取消し、または資格停止処分をもってあたるものとする。
- 4 氏名や住所、連絡先等の変更後も正当な理由なく職業技能振興会への届け出がなされず、職業技能振興会から当該ケアストレスカウンセラーへ連絡が取れなくなった場合、資格喪失状態と見做すものとする。
- 5 ケアストレスカウンセラーが行った本綱領に反する不適切な行為について、氏名や住所、連絡先等の変更後も正当な理由なく職業技能振興会への届け出がなされなかった為、戒告処分を行えない場合、ただちに資格の取消し、または資格停止処分をもってあたるものとする。

附則 本綱領は平成21年10月1日より施行する。

令和6年4月1日改正